

農業の労働保険と社会保険の適用

		個人事業	任意組合	農事組合法人		株式・有限会社
				従事分量配当制	確定賃金制	
労災保険	個人事業主・任意組合の代表者・農事組合法人の代表理事・会社法人の代表取締役等	特別加入(任意)※1				
	任意組合の構成員 農事組合法人組員(出資者)	—				—
	個人事業の従業員・農事組合法人の組員(非出資者)及び従業員・会社法人の従業員	5人以上(強制適用) 5人未満(任意適用)	—			強制適用
雇用保険	個人事業主・任意組合の代表者・農事組合法人の代表理事・会社法人の代表取締役等	加入不可				
	任意組合の構成員 農事組合法人組員(出資者)	—				—
	個人事業の従業員・農事組合法人の組員(非出資者)及び従業員・会社法人の従業員	5人以上(強制適用) 5人未満(任意適用)	—			強制適用
健康保険	個人事業主・任意組合の代表者・農事組合法人の代表理事・会社法人の代表取締役等	国民健康保険				
	任意組合の構成員 組合法人組員(出資者) 農事	—				協会けんぽ等
	個人事業の従業員・農事組合法人の組員(非出資者)及び従業員・会社法人の従業員	国民健康保険 ※2	—			
公的年金	個人事業主・任意組合の代表者・農事組合法人の代表理事・会社法人の代表取締役等	国民年金・(農業者年金(任意))				
	任意組合の構成員 組合法人組員(出資者) 農事	—				厚生年金保険
	個人事業の従業員・農事組合法人の組員(非出資者)及び従業員・会社法人の従業員	国民年金 ※3 (農業者年金(任意))	—			

※1 特別加入制度を利用すると、従業員5人未満の事業所でも労災保険が強制適用となります

※2 事業所で使用されるもの1/2以上の同意及び厚生労働大臣の認可があれば健康保険が適用されます(事業主は除く)

※3 事業所で使用されるもの1/2以上の同意及び厚生労働大臣の認可があれば厚生年金保険が適用されます(事業主は除く)また、厚生年金保険の加入者は農業者年金に加入することはできません

農業の労働保険と社会保険の適用